

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	ぐんま男女共同参画センター
所在地	群馬県前橋市大手町1-13-12
所管部局・課	生活文化スポーツ部 県民生活課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 男女共同参画社会づくりに向けた事業、活動、協働、連携を推進するための総合的な拠点施設として設置</p> <p>(2) 設置当初の状況 全国と比較して、当県は男女共同参画センターの設置が遅れている状況であった。男女共同参画推進施策の実施体制の強化という観点から、かねてより当施設の設置が強く望まれており、地域における男女共同参画社会の推進拠点として設置されることとなった。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、男女共同参画推進施策の実施体制の強化につながっている。運営会議の定期的な開催など外部からの意見を柔軟に取り入れ、徐々に成果をあげている。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	平成21年4月1日 (オープン記念式典は4月28日、一般利用開始は5月1日)
敷地面積(所有者)	土地面積733平方メートル、建築面積371平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	延べ床面積1,773平方メートル、地上4階地下1階建
建設費	47,943千円(改修工事額)
備考	自治研修センターを改修して利用

◇入園料・利用料等 (円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額	
別紙参照		開館時間 火曜日～金曜日 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は直後の平日) 年末年始(12月29日～1月3日) 所長が指定する館内整備日

4 施設における実施事業

(1)普及・啓発 とらいあんぐるんセミナー、とらいあんぐるんLGBT講演会、とらいあんぐるん防災基礎セミナー、男性のワークライフバランスセミナー(家庭参画・介護)など
(2)人材育成 男女共同参画実践講座、女子高生理工系チャレンジ支援、女性のためのハッピーキャリアセミナー、とらいあんぐるんサロンなど
(3)活動支援 登録団体制度による自主活動支援、登録団体交流会、協働事業など
(4)情報収集・提供 センター通信の発行、ホームページによる情報発信、図書貸し出し、男女共同参画に関する企画展示など
(5)調査研究事業 男女共同参画データブック
(6)相談事業
(7)貸室事業 大研修室(120名)、中研修室(60名)、小研修室(14名)、和室

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	30年度(当初予算額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
歳 入 (1)	638	583	615	1,679	3,256
国庫支出金	91	30	59	979	2,722
使用料	307	286	307	437	271
家屋貸付料	98	98	98	98	98
雑入(人権男女課)	142	169	151	165	165
歳 出 (2)	56,912	56,410	58,144	59,266	62,662
常勤職員	36,331	37,141	36,991	36,402	36,767
非常勤職員	10,432	9,443	9,446	10,303	10,298
委託料	4,636	4,317	4,396	4,434	7,071
施設管理・事業費	5,513	5,509	7,311	8,127	8,526
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 56,274	▲ 55,827	▲ 57,529	▲ 57,587	▲ 59,406
歳入・歳出の主な増減理由					

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
常勤職員	4	4	4	4	4
非常勤職員	5	5	5	5	5
合 計	9	9	9	9	9

7 施設利用の状況

区 分	30年度※	29年度	28年度	27年度	26年度
年間利用者総数(人)	8,026	12,724	13,322	15,104	14,367
有料利用者数(人)	2,329	4,025	4,616	6,176	5,785
無料利用者数(人)	5,697	8,699	8,706	8,928	8,582
目標利用者数(人)	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)	—				
利用者の主な増減理由	27年度については、群馬会館が改修工事中で使用できなかったため、利用者が増加したと考えられる。				

※ 見込数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてそのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ・男女共同参画基本法に基づく国の基本計画において、男女共同参画センターは研修、情報提供、相談等の多様な機能を有する重要な拠点と位置づけられている。 また、群馬県男女共同参画推進条例においては、第9条「県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、学習機会の提供に努めること」、第12条「県は市町村、県民との協働に努め、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めること」、第18条「県は必要な相談体制の整備に努めること」が定められており、条例に基づく男女共同参画推進のために、男女共同参画センターは必要な施設である。 ・全国の状況としては、男女共同参画センターは47都道府県全てに設置されている。 </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ・本県は、内閣府調査による男女共同参画の進捗を示す11指標中、「自治会長に占める女性の割合」「市町村の審議会等委員に占める女性の割合」が全国47位、「男女共同参画に関する計画の策定状況」が全国45位という状況であり、県は県全体の推進、特に町村部における男女共同参画を底上げする役割があるため当面は直営での運営が望ましい。 ・施設に関しては、ホール及び専用駐車場がないため使用料収入の大幅増は望めず、他の収入源を活用しても、赤字にならない事業運営は困難なので、指定管理の適用は実質的に不可能と思われる。 </p>
業務等の見直し	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p> ・平成29年度に実施された包括外部監査により、夜間開館の必要性について検討するよう意見が付された。今年度中に、開館時間を原則午前9時から午後5時までとする、条例施行規則の改正を検討している。 ・将来に向けた相談体制のあり方を、今年度検討している。 </p>

区分		使用料			
		午前	午後	夜間	一日
大研修室	甲類	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	五、四〇〇円
	乙類	三、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	一〇、八〇〇円
中研修室	甲類	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四六〇円
	乙類	一、六四〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	四、九二〇円
小研修室	甲類	四一〇円	四一〇円	四一〇円	一、二三〇円
	乙類	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四六〇円
和室	甲類	三六〇円	三六〇円	三六〇円	一、〇八〇円
	乙類	七二〇円	七二〇円	七二〇円	二、一六〇円

注一 午前とは九時から十二時までを、午後とは十三時から十七時までを、夜間とは十八時から二十一時までを、一日とは九時から二十一時までをいう。

注二 甲類とは男女共同参画社会の推進に寄与する団体等で知事が別に定める団体が使用する場合を、乙類とは甲類以外の場合をいう。